河南町立中村こども園(1号認定) 入園にあたっての案内

○ 諸費(行事費、教材費等)は、当該月分を翌月の15日(土、日、祝日はその翌営業日)に □座振替にて納付していただきます。

(例:4月利用分の保育料は、5月15日に口座振替となります)

- 正当な理由なく諸費等の納入を怠った場合は、督促の上、滞納処分となることがあります。
- 令和元年 10月 1日からの幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児までの保育料が無償となっています。(教材費、行事費、預かり保育料などは、無償の対象外です)
- 保育料の無償化に伴う主食費・副食費の徴収について、保護者の経済的負担を軽減するため、 河南町独自で補助制度を設けています。令和7年4月からの給食費完全無償化事業により、 給食費(主食費・副食費)の徴収はありません。また、これら助成についての申請は必要あ りません。

河南町 こども1ばん課 ☎0721-93-2500(内線 162)